

こぶし

第 4 号 2017 年 11 月 17 日
高知大学教職員組合中央執行委員会機関紙
朝倉・物部地区内線 1159 外線 844-1489
E-mail union@mb4.seikyoku.ne.jp
ウェブ <http://kuunion.cocolog-nifty.com/blog>

大学側、ついに有期雇用職員の 無期転換の可能性を認める！

10 月 25 日に引き続き、11 月 7 日（火）に教職員組合と大学との間で第 2 回の団体交渉が行われました。その概要をお知らせします。

出席者

- ・大学側：櫻井克年理事（総務・国際・地域担当）、竹田幸博理事（財務・労務担当理事）、ほか 3 名
- ・組合側：中央執行委員など 6 名

有期雇用職員の無期転換問題

竹田理事は前回の発言を撤回せず

前回から継続して議論が行われました。まず前回の団交で竹田理事が「恐らく恒常的に一般職員と全く同じ業務をさせてはいない」と発言した件につき、その認識の誤りを指摘しましたが、竹田理事は発言を撤回しませんでした。

医療職員は希望すれば原則無期転換できる

大学側は、看護師など国家資格のある医療職員は、本人が希望すれば原則として無期転換できると述べました。現在は人手不足なので、むしろ正規職員になってほしい、とも述べました。希望される方は病院までお問い合わせ下さい。

無期転換したくない理由

徳島大や岡山大など全国的に無期転換ルールの策定が進んでいるのに、なぜ高知大では無期転換を拒むのか、と質問したところ、竹田理事からは「事務職員には正規職員が一定以上の割合を占めることが望ましい、しかし有期雇用職員から無期転換した無期転換職員は簡単に解雇できないので、結果として、正規職員が事務職員に占める割合が少なくなる可能性がある」という趣旨の発言がありました。

それに対し組合は、重要なのは仕事の「質」であり、有期雇用職員には経験と高い能力を持った人がいる。そういう人たちを機械的に一律に雇い止めることは、個々人にとっても大学全体にとっても損失であると反論しました。

無期転換の条件——非常勤職員就業規則の例外規定

高知大では有期雇用職員の雇用期間は原則 3 年となっていますが、以下のような例外規定があります。

高知大学非常勤職員就業規則 7 条

- (3) 「・・・学長が別に定めるところにより必要と認めた者については、3 年を超えて雇用することがある。ただし、当初の採用日より 5 年を超えて雇用することはない」
- (4) 「・・・学長が別に定めるところにより特に必要と認めた者については、5 年を超えて雇用することがある」

この点について質問したところ、竹田理事からは「看護師のような国家資格がない場合でも、学長が特に認めた場合には 5 年まで雇う場合も（実例あり）、5 年を超えて無期転換する場合もある」という趣旨の発言がありました。具体的には、職員が所属する部局から推薦書が提出されたような場合とのことです（学部事務室の

職員の場合は、各学部などから推薦があった場合などのこと)。次期学長の櫻井理事もこの点については否定しませんでした。

無期転換に関する大きな一歩！！

大学は慎重な姿勢を崩していませんが、少なくとも規則上、特別な資格などを持たない有期雇用職員でも5年までの雇用や無期転換が認められる余地があることが確認されたことは大きな成果です。今後は、無期転換などのルールを具体化・明確化していくことが必要ですが、雇い止めが迫っている方は少なくありません。とりあえず各部局などから推薦を挙げていくことが必要です。もし推薦してもらうのが難しい場合などは、組合までご相談下さい。

その他に、高知大学には無期転換などに関する内部規則があると大学側が認めたため、組合はその公開を求め、大学も了承しました。また、櫻井理事からは有期雇用職員がどのくらい無期転換を望んでいるのかよくわからないため、大学でも独自に調査を行う意向を示しました。組合も調査項目などについて協力していきたいと思えます。

教員人事

櫻井理事（総務担当）から「12月上旬の教育研究部会議で、リスタートするポイント制についての提案をおこなう予定だ。その制度にしたがって2018年度人事もおこなう。第3期中期目標期間はその制度でゆくことになる。現在の教員表がポイント制リスタートのさいのベースとなるのではないか」との回答がありました。

医員（非常勤）の住居手当

竹田理事（財務担当）から「財政的に余裕がない。宿舍の利用も可能であることや、他の大学では出ていない特別の手当て（診療特別手当、臨床研修手当、臨床等手当）が出ていることも考慮してほしい」との回答がありました。

（中執声明）意向投票の尊重と学長選考過程の透明化を求めます

——次期学長の選考結果公表にあたって

10月30日、学長選考会議によって高知大の次期学長候補者が櫻井克年氏に決定しました。しかし、学内意向投票ではもう一人の候補者であった執印太郎氏が381票、櫻井候補が342票を獲得しています。「国立大学法人高知大学学長選考等規則」13条は、「学長選考会議は、第1次学長候補者に対しヒアリングを実施の上、学内意向投票を参考にして、学長候補者を選考する」と定められており、原則として意向投票の結果通り学長候補者が選考されるべきです。よって、今回の決定は大学自治の民主的な運営の観点から見て問題があるといわざるを得ません。

したがって今回は、意向投票の結果通りの選考が行われた場合よりもなお一層、選考理由が説得的に公表される必要があります。しかし選考会議は「本学が置かれている現状を踏まえ、各候補者の将来構想、その実現のための方策、経歴及び学内意向投票の結果をあわせ検討し、合議の結果、学長選考会議が定めた国立大学法人高知大学学長選考基準の『求められる学長像』に示された資質・能力を有する最適者として櫻井克年氏…を次期学長候補者と決定した」としか述べていません。これでは説明としてあまりに不十分です。「国立大学法人高知大学学長選考基準」に照らして、なぜ櫻井候補を選んだのか、執印候補に投票した方々も納得できるような説明が選考会議に求められています。また、従来から選考会議の議事録は概要しか公表されていません。選考会議は大学全体に関わる問題を議論する場であり、原則として全ての発言や資料等が公開されるべきと考えます。

改めて、意向投票の結果が尊重されること、選考の理由を詳しく説明すること、選考会議の透明化を求めます。